

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年3月12日から同年4月6日までの期間について、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年3月12日、資格喪失日は、同年4月6日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成2年3月の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月26日から同年4月6日まで

私の夫は、申立期間において、継続して有限会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の記録は平成2年2月26日までとなっている。

この会社は、給与から厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、納付していないとのうわさもあったので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年3月12日から同年4月6日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において、有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人は有限会社Aにおいて、平成2年3月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(同年2月28日)の後の同年4月6日付けで、遡って当該被保険者記録が取り消されたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Aに係る商業登記簿謄本では、申立期間において

同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を遡って取り消す処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日を、当該取消処理が行われる前の平成2年3月12日、資格喪失日を、当該取消処理日である同年4月6日に訂正することが必要である。

なお、平成2年3月の標準報酬月額については、申立人に係るオンライン記録の取消し前の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年2月26日から同年3月12日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Aの事業主の連絡先は不明である上、同僚からも、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は平成2年2月から国民年金に加入し、同年2月及び同年4月の保険料を納付していることが確認できることから、その当時、有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを認識していたことがうかがえる。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年2月までの期間、13年3月、同年4月、同年12月、14年1月、及び14年4月から16年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から10年2月まで  
② 平成13年3月及び同年4月  
③ 平成13年12月及び14年1月  
④ 平成14年4月から16年5月まで

申立期間①及び②については、その当時、A都道府県に住んでいたため、区役所で国民年金保険料の免除申請の手続を行った。

申立期間③及び④については、その当時、B市町村の実家に住んでいたため、同居していた妹の分と一緒に、私が、自宅を訪問した社会保険事務所（当時）の職員に免除申請の手続を行った。

申立期間が未納期間となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「当時、私は学生であり、C区役所で免除申請の手続を行った。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人がC区に居住していた当時における免除に係る記録は、申請日が平成10年4月27日付けの、10年3月から11年3月までの期間について承認された記録、申請日が11年5月18日付けの、11年4月から12年3月までの期間について承認された記録以外には確認できない。

一方、申立期間①当時、国民年金保険料の免除の期間は、月を単位として、免除の申請のあった日の属する月の前月から免除の申請があった日の属する

年度の末日までの間において必要と認められる月までとする、と規定されていたことを踏まえると、仮に、申立期間①について、免除申請の手続きを行い承認されていた場合、当時、学生であった申立人については、当該年度の末月の平成10年3月まで免除の承認が行われたと考えられるところ、前述のオンライン記録にある、10年4月27日付けで申請された、10年3月から11年3月までの免除承認記録において、10年3月から承認された記録となっていることを踏まえると、申立期間①については、免除申請の手続きを行っていないことから、当該申請を行った時点で、前年度の10年3月から免除が承認されたと考えることが自然である。

申立期間②について、申立人は、「どこの区役所で行ったかについては記憶が明確ではないが、区役所で免除申請の手続きを行ったと思う。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②については国民年金に未加入であるとして、社会保険事務所において、平成13年5月24日時点で初回の加入勧奨を行う決定がされた記録が確認できる。

また、申立人が申立期間②に係る国民年金の加入手続きを行った時期については確認できないものの、仮に、上記の加入勧奨が行われた直後の平成13年5月中に加入手続きを行った場合、その時点では、前述のとおり、制度上、申立期間②のうち、13年3月について免除申請の手続きを行うことはできないが、同年4月については可能であったところ、申立人は、「13年3月及び同年4月の免除申請を行った。」と主張しており、同年4月についてのみ免除申請の手続きを行ったことをうかがわせる事情はみられない。

申立期間③及び④について、申立人は、「社会保険事務所の職員が自宅を訪問し、その時に、妹の分と一緒に免除申請の手続きを行った。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間③については国民年金に未加入であるとして、社会保険事務所において、平成14年2月20日時点で初回の加入勧奨を行う決定がされた記録が確認できる上、申立期間③の直後の14年2月及び同年3月について、同年3月1日付けで免除申請の手続きが行われ、承認されていることが確認できることから、当該免除の手続きが行われた時点では、申立期間③の免除申請はできなかったものと考えられる。

また、申立期間④については、B市町村が管理する国民年金資格台帳によると、申立人は、平成14年11月から15年6月までの免除の申請を14年12月2日に行ったものの、14年12月24日付けで不承認となったことが確認できる。

さらに、申立人は、「妹の分と一緒に免除申請の手続きを行った。」と述べ

ているところ、オンライン記録によると、申立期間③を含む平成13年4月から14年3月までの期間に係る申立人の妹の免除の申請は、13年5月31日付けで行われていることが確認できるとともに、申立期間④のうち、14年11月から15年6月までの期間については、申立人と同様に、免除の申請を14年12月2日に行い、14年12月24日付けで不承認となったことが確認できる。

加えて、申立人は、「B市町村に居住していた当時、国民年金保険料の免除申請の手続は1回しか行っていない。」と述べているところ、制度上、平成14年4月以降の国民年金保険料の免除の承認は、申請した日の後の6月までとされており、申立期間④の免除申請の手続を1回のみで行うことはできない。

このほか、申立人が申立期間①から④までの期間について、免除が承認されていたことを示す関連資料は無く、ほかに免除が承認されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。